

安全衛生法要覧 改訂第4版について

本書発行後、労働安全衛生規則が改正され、本書の記述と現行の制度内容に違いが生じてしまいましたので、下記のとおり修正をお願い致します。

平成27年6月30日現在

掲載ページ		旧	新	発令 / 施行日
40	安衛則 655	*強風、大雨、大雪又は地震（中震〔震度4〕以上）の後は、安全点検をし、危険のおそれがあるときは、速やかに修理する。	*強風、大雨、大雪若しくは地震（中震〔震度4〕以上）又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後は、安全点検をし、危険のおそれがあるときは、速やかに修理する。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
41	安衛則 655-2	強風、大雨、大雪又は地震（中震〔震度4〕以上）の後は、安全点検をする。	強風、大雨、大雪若しくは地震（中震〔震度4〕以上）又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後は、安全点検をする。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
46	安衛則第 40 条第 1 項第一号	1. 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性	1. 法第 28 条の 2 第 1 項又は第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性	H27.6.23 省令 115 号 H28.6.1 施行
62	安衛則第 3 条の 2 第二号	二 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性	二 法第 28 条の 2 第 1 項又は第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性	H27.6.23 省令 115 号 H28.6.1 施行
67	安衛則第 13 条第 2 項	第 23 条の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校において産業医の職務を行う	第 23 条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下この項及び第 44 条の 2 第 1 項において「認定こども園法」という。）第 27 条において準用する場合を含む。）の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校（同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園）において産業医の職務を行う	H27.3.31 省令 73 号 H27.4.1 施行

掲載ページ		旧	新	発令 / 施行日
67	安衛則第 14 条第 1 項第一号	<p>一 健康診断及び面接指導等（法第 66 条の 8 第 1 項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第 66 条の 9 に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事。</p> <p>二 作業環境の維持管理に関する事。</p> <p>三 作業の管理に関する事。</p> <p>四 前 3 号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関する事。</p> <p>五 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事。</p> <p>六 衛生教育に関する事。</p> <p>七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。</p>	<p>一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事。</p> <p>二 法第 66 条の 8 第 1 項に規定する面接指導及び法第 66 条の 9 に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事。</p> <p>三 法第 66 条の 10 第 1 項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第 3 項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事。</p> <p>四 作業環境の維持管理に関する事。</p> <p>五 作業の管理に関する事。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関する事。</p> <p>七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事。</p> <p>八 衛生教育に関する事。</p> <p>九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。</p>	H27.4.15 省令 94 号 H27.12.1 施行
71	安衛則第 22 条第二号	二 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性	二 法第 28 条の 2 第 1 項又は第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性	H27.6.23 省令 115 号 H28.6.1 施行
71	安衛則第 22 条第五号	五 法第 57 条の 3 第 1 項及び第 57 条の 4 第 1 項の規定	五 法第 57 条の 4 第 1 項及び第 57 条の 5 第 1 項の規定	H27.6.23 省令 115 号 H28.6.1 施行
72	安衛則第 24 条の 2 第二号	二 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性	二 法第 28 条の 2 第 1 項又は第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性	H27.6.23 省令 115 号 H28.6.1 施行
80	安衛則第 36 条第二十号の 2	二十の 2 作業室及び気閘室	二十の 2 作業室及び気こう室	H26.12.1 省令 132 号 H27.4.1 施行
80	安衛則第 36 条第二十二号	二十二 気閘室への送気又は気閘室からの排気	二十二 気こう室への送気又は気こう室からの排気	H26.12.1 省令 132 号 H27.4.1 施行
81	安衛則第 36 条第三十九号	新規追加	三十九 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
81	安衛則第 39 条	第二十七号及び第三十号から第三十六号までに掲げる	第二十七号、第三十号から第三十六号まで及び第三十九号に掲げる	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
83	安衛則第 40 条第 1 項第一号	一 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性	一 法第 28 条の 2 第 1 項又は第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性	H27.6.23 省令 115 号 H28.6.1 施行
86		② 面接指導等	② 長時間にわたる労働に関する面接指導等	H27.4.15 省令 94 号 H27.12.1 施行
86	安衛則第 52 条の 2 第 1 項	1 月以内に面接指導を受けた	1 月以内に法第 66 条の 8 第 1 項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）を受けた	H27.4.15 省令 94 号 H27.12.1 施行
88	安衛則第 87 条第一号	一 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性	一 法第 28 条の 2 第 1 項又は第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性	H27.6.23 省令 115 号 H28.6.1 施行

掲載ページ		旧	新	発令 / 施行日
286	安衛則第 552 条第二号	二 こう配は	二 勾配は	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
287	安衛則第 552 条第三号	三 こう配が 15 度を超えるものには、踏さんその他	三 勾配が 15 度を超えるものには、踏棧その他	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
287	安衛則第 552 条第四号	四 墜落の危険がある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。 イ 高さが 85 センチメートル以上の手すり ロ 高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）	四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。 イ 高さが 85 センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。） ロ 高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中棧等」という。）	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
287	安衛則第 552 条第 1 項第六号	登りさん橋	登り棧橋	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
287	安衛則第 552 条第 2 項	新規追加	2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
287	安衛則第 552 条第 3 項	新規追加	3 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
287	安衛則第 552 条第 4 項	新規追加	4 労働者は、第 2 項の場合において、安全帯の使命を命じられたときは、これを使用しなければならない。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
290	安衛則第 563 条第 1 項第二号	二 つり足場の場合を除き、幅は、40 センチメートル以上とし、床材間のすき間は、3 センチメートル以下とすること。	二 つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。 イ 幅は、40 センチメートル以上とすること。 ロ 床材間の隙間は、3 センチメートル以下とすること。 ハ 床材と建地との隙間は、12 センチメートル未満とすること。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行

掲載ページ		旧	新	発令 / 施行日
290	安衛則第 563 条第 1 項第三号	<p>三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）にあってはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあってはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。</p> <p>イ 交さ筋かい及び高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん若しくは高さ 15 センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備</p> <p>ロ 手すりわく</p> <p>ハ 高さ 85 センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等</p>	<p>三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。</p> <p>イ わく組足場（妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。）次のいずれかの設備</p> <p>(1) 交さ筋かい及び高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下の棧若しくは高さ 15 センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備</p> <p>(2) 手すりわく</p> <p>ロ わく組足場以外の足場手すり等及び中棧等</p>	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
290	安衛則第 563 条第 1 項第六号	取りはずす	取り外す	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
291	安衛則第 563 条第 2 項第一号・二号	新規追加	<p>2 前項第二号ハの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しない。</p> <p>一 はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合</p> <p>二 はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合</p>	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行

掲載ページ		旧	新	発令 / 施行日
291	安衛則第 563 条第 3 項第一号・二号	新規追加	3 第 1 項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
291	安衛則第 563 条 [旧] 第 2 項	2 前項第五号の規定	4 第 1 項第五号の規定	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
291	安衛則第 563 条 [旧] 第 2 項第一号イ	かけ渡すこと。	掛け渡すこと。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
291	安衛則第 563 条第 5 項	新規追加	5 事業者は、第 3 項の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに当該設備を原状に復さなければならない。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
291	安衛則第 563 条 [旧] 第 3 項	3 労働者は、第 1 項第三号ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられた	6 労働者は、第 3 項の場合において、安全帯の使用を命じられた	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
294	安衛則第 564 条第 1 項	令第 6 条第十五号の作業を行なう	つり足場、張出し足場又は高さが 2メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
294	安衛則第 564 条第 1 項第二号	行なう	行う	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
294	安衛則第 564 条第 1 項第四号	四 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、幅 20 センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。	四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。 イ 幅 40 センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。 ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行

掲載ページ		旧	新	発令 / 施行日
294	安衛則第 564 条第 1 項第五号	使用させること。	使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
294	安衛則第 564 条第 2 項	2 労働者は、前項第四号の作業において安全帯等の使用	2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
295	安衛則 566 条第二号	安全帯等	安全帯	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
295	安衛則 566 条第四号	安全帯等	安全帯	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
295	安衛則第 567 条第 1 項	作業を行う箇所に設けた第 563 条第 1 項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び	作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
295	安衛則第 567 条第 2 項第二号	ゆるみ	緩み	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
295	安衛則第 567 条第 2 項第四号	四 第 563 条第 1 項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び	四 足場用墜落防止設備の取り外し及び	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
295	安衛則第 567 条第 2 項第五号	取りはずし	取り外し	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
295	安衛則第 567 条第 2 項第七号	取りはずし	取り外し	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
297	安衛則第 569 条第 1 項第四号	交さ部	交差部	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
297	安衛則第 569 条第 3 項	窓わくの取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取りはずす場合	窓枠の取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取り外す場合	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
298	安衛則第 570 条第 1 項第三号	交さ部	交差部	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
284・303	安衛則第 571 条 見出し	鋼管規格に適合する鋼管足場	令別表第 8 第 1 号に掲げる部材等を用いる鋼管足場	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
303	安衛則第 571 条第 1 項	事業者は、鋼管規格に	事業者は、令別表第 8 第 1 号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
303	安衛則第 571 条第 1 項第三号	2 本組とすること。	2 本組とすること。ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の 2 分の 1 以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでない。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
305	安衛則第 574 条第 1 項第一号口	こえる	超える	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
305	安衛則第 574 条第 1 項第一号二	形くずれ	形崩れ	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
305	安衛則第 574 条第 1 項第二号イ	こえる	超える	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
305	安衛則第 574 条第 1 項第二号口	こえる	超える	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
305	安衛則第 574 条第 1 項第二号ハ	き裂	亀裂	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行

掲載ページ		旧	新	発令 / 施行日
305	安衛則第 574 条第 1 項第五号	足場 <u>けた</u>	足場 <u>桁</u>	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
305	安衛則第 574 条第 1 項第六号	<u>すき間</u>	隙間	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
305	安衛則第 574 条第 1 項第七号	足場 <u>けた</u>	足場 <u>桁</u>	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
305	安衛則第 574 条第 1 項第八号	足場 <u>けた</u>	足場 <u>桁</u>	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
305	安衛則第 574 条第 1 項第九号	九 <u>たな</u> 足場であるものにあつては、 <u>けた</u> の接続部及び交さ部は	九 <u>棚</u> 足場であるものにあつては、 <u>桁</u> の接続部及び交差部は	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
307	安衛則第 575 条の 6 第 1 項第三号	<u>すき間</u>	隙間	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
307	安衛則第 575 条の 6 第 1 項第四号	手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。 <u>ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等及び中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</u>	手すり等及び中棧等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
307	安衛則第 575 条の 6 第 2 項	新規追加	2 前項第四号の規定は、 <u>作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。</u> 一 <u>安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</u> 二 <u>前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入れないこと。</u>	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
307	安衛則第 575 条の 6 第 3 項	新規追加	3 <u>事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。</u>	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
307	安衛則第 575 条の 6 第 4 項	新規追加	4 <u>労働者は、第 2 項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</u>	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行

掲載ページ		旧	新	発令 / 施行日
309	安衛則第 575 条の 8 第 1 項	中さん等の取りはずし	中棧等の取り外し	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
309	安衛則第 575 条の 8 第 2 項 第四号	ゆるみ	緩み	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
309	安衛則第 575 条の 8 第 2 項 第六号	取りはずし	取り外し	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
309	安衛則第 575 条の 8 第 2 項 第七号	中さん等の取りはずし	中棧等の取り外し	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
334	安衛則第 640 条第 1 項第二号	ニ 高圧則第 1 条第三号の作業室又は同条第四号の気閘室	ニ 高圧則第 1 条の 2 第四号の作業室又は同条第五号の気こう室	H26.12.1 省令 132 号 H27.4.1 施行
339	安衛則第 655 条第 1 項第二号	悪天候又は中震以上の地震の後	悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
339	安衛則第 655 条第 1 項第二号ロ	取付け部のゆるみ	取付部の緩み	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
339	安衛則第 655 条第 1 項第二号ニ	ニ 第 563 条第 1 項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし	ニ 足場用墜落防止設備の取り外し	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
339	安衛則第 655 条第 1 項第二号ホ	取りはずし	取り外し	
339	安衛則第 655 条第 1 項第二号リ	取付け部	取付部	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
340	安衛則第 655 条の 2 第 1 項第二号	悪天候又は中震以上の地震の後	悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
340	安衛則第 655 条の 2 第 1 項第二号ニ	ゆるみ	緩み	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
340	安衛則第 655 条の 2 第 1 項第二号ハ	取りはずし	取り外し	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
340	安衛則第 655 条の 2 第 1 項第二号ト	ト 手すり等及び中さん等の取りはずし	ト 手すり等及び中棧等の取り外し	H27.3.5 省令 30 号 H27.7.1 施行
422	高気圧 / 空気圧縮機運転者 / 業務内容	作業室・気閘室へ	作業室・気こう室へ	H26.12.1 省令 132 号 H27.4.1 施行
429	事故現場 / 該当箇所	気閘室	気こう室	H26.12.1 省令 132 号 H27.4.1 施行